

「広報紙K O B E ・ 区民広報紙」 広告掲載業務仕様書

1 件 名

2024年度「広報紙K O B E ・ 区民広報紙」(以下「広報紙」という。)広告掲載業務

2 広報紙の概要

- (1) 神戸市の行政情報を市民に伝えるため、毎月1回発行し、全戸配布を行うほか、利用者の多い市内施設にて配布している。
- (2) 体裁は、タブロイド版(オールカラー)で、左開きの「広報紙K O B E」(以下「全市版」という。)と「区民広報紙」(以下「区民版」という。)の一体型広報紙となっている。ページ数・発行回数は通常16ページ(うち区民版1ページ)12回である。
- (3) 発行部数は、1回約840,000部である。

3 期 間 2024年4月1日～2025年3月31日

4 業務内容

市が貸し出す広報紙の広告枠を対象に広告募集を行い、広告の掲載を行うものである。詳細は以下のとおり。

(1) 広告の規格

広告掲載面・ 広告掲載位置	全市版 2～10、12～16面の下段に各1枠 区民版 11面の下段に1枠※ ただし、1枠を左右均等に2枠に分割することは可とする。 区民版は各区版で異なる広告主でも可とする。 ※区民版1枠は、11～15面のいずれかに変更する可能性がある (2024年3月31日までは確定)。もし変更した場合は、11面は全市版となる。
広告の大きさ	縦6.5cm×横24cm
広告の色数	4色(フルカラー)
枠数	全市版 月14枠 年168枠 (2024年5月号～2025年4月号) 区民版 月1枠 年12枠 (2024年5月号～2025年4月号)
その他の仕様	・各広告枠の左上に「 広告 」(太ゴシック, 13ポイント以上)と明記すること。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字を読みやすくなるように工夫すること。

(2) 掲載条件

広告料金	一般競争入札により決定。なお、入札金額は年間枠（180枠）の合計とする。 ※最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする
広告原稿の審査	広報紙校了日の8開庁日前までに、神戸市市長室広報戦略部（以下「広報戦略部」という。）に広告主及び広告内容を文章で報告の上、6開庁日前までに、審査用原稿を提出し、掲載基準の基づく審査を受けること。また、審査を受けた広告の広報紙への割振りは広報戦略部で指示する。 ※審査には数日かかることがあるため、遅滞なく提出すること。審査用原稿の提出の遅滞により入稿期限までに本市の審査が終了しない場合、あるいは、審査による本市の指示を反映した修正原稿の提出が入稿期限に間に合わない場合、当該原稿の入稿は認められない。このとき、あらかじめ入稿済の広告取扱業者の自主広告を掲載する。 ※開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く神戸市の開庁日をいう。 ※広報紙の校了日の目安は、概ね発行月の前月15日頃ですが、広報戦略部で決定し通知する。
広告原稿の入稿期限	各号、広報紙校了日の1開庁日前の午後4時
広告原稿の入稿方法	広告原稿は、広告取扱業者において作成し、出力見本を添えて完全データで広報戦略部が指定する版下制作委託業者に入稿すること。 ※入稿期限後の文字の変更は認められない。
その他の条件	入稿期限までに入稿できない場合等に備え、あらかじめ自社広告（1枠用および1／2枠用）を作成のうえ提出し、掲載基準に基づく審査を受けること。審査を終了した当該原稿は、広報戦略部が指定する版下制作委託業者に2024年4月9日までに入稿すること。

(3) 掲載基準, その他

遵守すべき関係規定	・「広報紙KOBE・区民広報紙」広告掲載取扱要綱 ・広告内容の業種ごとに定める関係規定・法令等 ※掲載する広告内容等が、上記関係規定から逸脱している場合は、広告の内容等を変更すること。変更に応じない場合は、いかなる場合も、広告の掲載を認めない。
-----------	--

	<p>※上記関係規定について、契約締結後に改正を行うことがある。</p>
<p>広告媒体の 目的、性質等 に応じ定める 個別の広告 掲載基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載する広告主は、1 枠につき 1 社とする。 ・広告内容の品位を保つため、広報戦略部からの要望があった場合は、色づかいやデザイン、写真等を変更すること。（「広報紙KOBE・区民広報紙」広告掲載取扱要綱第 2 条（4）に基づく） ・消費者保護の観点から、広告内容に割引サービス等の表示は掲載不可とする。（「広報紙KOBE・区民広報紙」広告掲載取扱要綱第 3 条（10）に基づく）
<p>その他 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとし、広告主の責任及び負担により解決すること。 ・広告取扱業者に決定した者とは、後日、広告掲載契約を締結します。契約締結後、神戸市からの支払いの請求（年 4 回に分けて請求）を受けた各日から 30 日以内に納付すること。 ・多様な広告の掲載に努めること ・疑義の生じた事項については、神戸市契約規則その他関係の法令等に基づき、協議を行う。